

社会のルールを守ろう

獨協大学前<草加松原>駅周辺は路上喫煙の禁止区域です。また、それ以外の区域でも、歩きタバコやタバコのポイ捨てはしないでください。学内においては喫煙ボックスを利用し、それ以外の場所での喫煙はしないでください。

自転車に乗るときは道路交通法を守って乗車してください。歩道に自転車を放置することは違法駐輪の上、通行の妨げにもなります。自転車の二人乗りはしないでください。横断歩道では、自転車を降りて横断してください。

大学周辺の道路や駅周辺で大声を出して騒いだり、歩道で横に広がって道を塞ぐことは他の歩行者の通行の迷惑ですので慎んでください。また、学内外を問わず歩きながらのスマートフォン使用は危険です。やめてください。

電車内でリュック背負っていると思いのほか場所を取ります。通路では通行の妨げになり、ドア付近では、座っている人の位置にリュックが来てしまいます。電車内ではリュックを胸元に抱える、手をもって足元にぶら下げる(足元の床に置くのは紐が足に引っかかりつまずく危険があります)などして、周りの人にリュックを背負ったままで迷惑をかけないようにしましょう。

学生課

公園での騒音・花火などの迷惑行為について

公共の場において、他人に迷惑をかけないように本学学生としての自覚を持ち、責任ある行動をしてください。公園で花火を行うことは「草加市都市公園条例」で禁止されています。「綾瀬川左岸広場」や「松原団地記念公園」などで集団で騒ぎ、市民の安寧を乱して大学に苦情が寄せられることがあります。厳に慎んでください。

学生部長
学友会総務部長

メディアに登場した獨協大学 (17年4月16日~17年6月15日)

- 本学の学生団体、国際親善倶楽部と高安健一ゼミ(経済学部)のゼミ生が留学生向けハンドブックを刊行(4月17日・東武よみうり・3面)
- 童適平国際環境経済学科教授
「金融政策の限界認識を」と題し、コラムを掲載(5月2日・埼玉新聞朝刊・5面コラム「経世済民」)
- 半田滋言語文化学科非常勤講師
「背広組と制服組の対立 防衛省『不信の構造』」のタイトルで論説が掲載された(5月8日・「週刊東洋経済」5月13日号)
- 竹田いさみ英語学科教授
オスロ(ノルウェー)で開催される米朝会談の背景に関して解説(5月10日・テレビ朝日「羽鳥慎一モーニング・ショー」)
- 倉橋透経済学科教授・地域総合研究所研究員
首都圏を含め全国各地に広がりを見せる空き家問題について論説(6月3日・東京新聞朝刊・19面)
- 内倉滋経営学科教授
「監査法人の『意見不表明』」と題し、コラムを掲載(6月6日・埼玉新聞朝刊・5面コラム「経世済民」)
- 関戸冬彦言語文化学科特任准教授
『文芸翻訳入門』(フィルムアート社刊行)の書評を掲載(「英語教育」7月号)

第45回 学生懸賞論文

応募要項をご希望の方は、中央棟2階総合企画課まで。

- 応募締切 10月11日(水) 17:00(締切厳守)
- テーマ 1. インバウンド 5. サブカルチャー
2. AI(人工知能) 6. 難民・移民問題
3. 駅名変更 7. ポピュリズム
4. SNS社会

- 賞 最優秀賞 賞状及び副賞10万円
優秀賞 賞状及び副賞 5万円

※応募者全員に記念品(Quoカード1千円)を差し上げます。

- 入選発表 本学ホームページ、掲示板で発表。
「獨協大学ニュース」1月号に掲載予定。

※最優秀賞の全文を『獨協大学学報』、最優秀賞と優秀賞の要旨を本学ホームページに掲載予定。

獨協大学父母の会主催 芸術・芸能鑑賞企画 「東京宝塚劇場 宝塚歌劇 団体鑑賞」参加者募集

獨協大学父母の会では、芸術・芸能を通じ自国の文化を理解してほしいとの思いから芸術・芸能鑑賞企画を行います。今年度の第1弾は東京宝塚劇場での「宝塚歌劇」を企画しました。日本を代表する舞台芸術である宝塚の世界に触れてみませんか？

日時: 10月7日(土) 11:00

(~休憩30分含めて約3時間)

会場: 東京宝塚劇場(日比谷駅より徒歩4分)

演目: 月組『All for One』~ダルトニアンと太陽王~

対象: 獨協大学学部学生 ※必ず参加できる方

定員: 80名(申し込み多数の場合は抽選)

参加料: 無料(交通費は自己負担)

申込締切: 9月1日(金) 17:00まで

申込方法: 本学ホームページにて受付
獨協大学トップ→在学生の方へ→右サイドバー「芸術・芸能鑑賞」をクリック

問合せ先: 獨協大学父母の会事務局

(fubonokai@stf.dokkyo.ac.jp)まで。

春学期定期試験の受験について

春学期定期試験が7月21日(金)から行われます。

定期試験に臨んでは、正々堂々と日頃の学修の成果を發揮してください。

定期試験において不正行為(紛らわしい行為を含む)を行った者に対しては、**学則第49条に基づき厳しい処分(無期停学など)を下すとともに、春学期の全科目の評価を「不可(F)」としています。併せて、大学掲示板にその氏名と処分内容を公表します。**大学生の名に恥じる嘆かわしい行為は許しません。近年、スマートフォンを使用する不正行為が目立ちます。厳に慎んでください。

なお、**受験の際は学生証を必ず携帯してください。**不携帯の場合は受験できません。当日忘れた場合、または紛失した場合は、学生課(学生センター1階)にて、再発行の手続き等が必要になります(有料)。

2017年7月

教務部長
学生部長